

## 第 2 回

### 愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議

## 参 考 資 料

第 1 回検討会議の主な意見への対応	p.1
第 1 回検討会議の意見に係る補足資料	p.4
自転車の安全利用に関する県内市町村アンケートの結果	p.5
自転車の安全利用等に関する条例の制定状況(各都道府県)	p.11
自転車の安全利用等に関する条例の制定状況(県内市町村)	p.12
自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例(国)	p.13
県内市町村の自転車の安全利用に関する条例	p.29
愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議設置要綱	p.39
愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の傍聴に関する要領	p.41

## 第1回検討会議の主な意見への対応

区分	委員名	主な意見	対応	
自転車の安全で適正な利用の促進	県の責務	鈴木委員	県の責務については、道路管理者や警察など立場によって分けた方が良い。	資料参照
		鈴木委員、高野委員	道路管理者は、自転車専用道路の拡張に加え、県道だけでなく国や市町村との連携を深め道路ネットワークのあり方を考えてほしい。	条例のあり方(案)→各主体の基本的な責務→県の責務として記載
		鈴木委員	警察は、交通事故がどこでどのように起きたか分析し、「このエリアでこういう事故が多いので注意しましょう」と具体的に知らせるしくみをつくるべき。	条例のあり方(案)→自転車交通安全教育の促進→県の責務として記載
		嶋田委員	自転車の交通ルールは複雑。子供にもわかりやすいものにした方がいい。そのためにルールを守れるようなハード整備もする。これは両輪で進める必要がある。	道路交通法等で定められたルールの見直しは県単位では難しいが、ルールをわかりやすく伝える等交通安全教育を促進するための県の具体的な施策については今後要検討。 また、市町村と連携し、計画に基づくハード整備を進める。
	自転車利用者の責務	木村委員、片山委員	自転車の種類や目的によって利用の仕方も違うが、自転車利用者の9割はルールを守っていないと感じる。ルールを知らずに利用している人もおり、教育が重要。	交通安全教育を促進するための県の具体的な施策については、今後要検討。
		片山委員、伊藤委員	整備不良は事故の原因にもなるが、基本的な整備について、学校や家庭でも教える機会は少なくなっている。	条例のあり方(案)→各主体の基本的な責務→自転車利用者等の責務として記載 自転車利用者等の日常的な点検の手助けになるような情報提供等、具体的な施策については今後要検討。
	事業者の責務	後藤委員代理(高木氏)	配達などで自転車を利用する「自転車利用事業者」に対する取り締まりや指導の要望が増えてきている。	条例のあり方(案)の各項目に「自転車利用事業者」の責務を記載
		後藤委員代理(高木氏)	「自転車貸付事業者」に対し、レンタル自転車を利用する人への安全対策に協力できるような理念を入れられるとよい。	条例のあり方(案)の各項目に「自転車貸付事業者」の責務を記載

区分	委員名	主な意見	対応
自転車交通安全教育の推進	片山委員	道路の整備も大事だが、交通安全教育が十分行きわたらなければ意味がない。自転車利用者が、運転者として他者への責任を自覚できるようになる教育が肝心。	条例のあり方(案)→各項目に「自転車利用者」の責務を記載
	岩田委員代理(中村氏)	学校での交通安全教育は重要だが十分に時間をとれない現状もある。	条例のあり方(案)→各主体の基本的な責務→県の責務として記載
	木村委員、片山委員、	自転車利用者と一緒にせず、利用方法や年代別に教育していかないといけない。	交通安全教育を促進するための県の具体的な施策については、今後要検討。
	嶋田委員	子供にもわかりやすいルールが必要。また、大人の教育も重要。	
乗車用ヘルメットの着用促進	高野委員、岩田委員代理(中村氏)	「ヘルメットを着用する」という文化が醸成されなければ、ヘルメットの着用率も上がらない。ヘルメットの着用を文化として定着させる必要がある。	条例のあり方(案)→ヘルメットの着用促進→自転車利用者等の責務として記載
	岩田委員代理(中村氏)	中学生以下で自転車通学を許可している学校は基本的にヘルメットの着用は義務化しているが、高校でヘルメット着用を義務としている学校は皆無。	ヘルメットの着用を促進するための県の具体的な施策については、今後要検討。
	嶋田委員	自分の身を守るということで理解を得ていくのが重要。	
	鈴木委員、木村委員	補助金など、ヘルメット購入の費用負担を行政としてサポートする必要もあるかと思う。自分が気に入って選んだヘルメットであれば、みんな着用すると思う。	
	鈴木委員	高齢者の安全意識を高めるため、ヘルメットを着用すると商品が割引になるなど、地域社会のなかでヘルメット着用のメリットがあるとよい。	

区分	委員名	主な意見	対応
自転車損害賠償責任保険等の加入促進	伊藤委員	なぜ保険に入らなければならないかを示すため、自転車加害者になる可能性があることについても示した方がいい。	自転車損害賠償責任保険等の加入促進のための県の具体的な施策については、今後要検討。
	木村委員	保険に入っていることを認識していない人には、それを知らせることも大事。	
	高野委員	条例で保険加入が義務となった市内にある自転車販売店の組合員には、自転車購入時に、防犯登録や不法投棄防止に加え、保険加入の確認するよう指導している。	
	片山委員	保険加入は必要だと思うが、強制することについては疑問を感じる。	<p>条例のあり方(案)→自転車損害賠償責任保険等の加入促進→自転車利用者等の責務として記載  (国から示された標準条例が「義務」であることや、市町村アンケートの結果で「義務」を求める声が多かったことも踏まえ、「義務」として記載)</p>
	岩田委員 代理(中村氏)	他県や県内市町村では保険加入を義務とするところも多くあり、県の条例で義務化としても、ある程度のコンセンサスは見込めると思う。 ただ、保険は、何か責任を負ったときに自分の資力では回復できないようなものに備えるためというのが根底にあるかと思う。月に1～2回程度自転車を利用する人に対しても、何千円もするような保険加入の義務を課すことに対し、納得が得られるかを考えなければならぬと思う。	

# 第1回検討会議の意見に係る補足資料

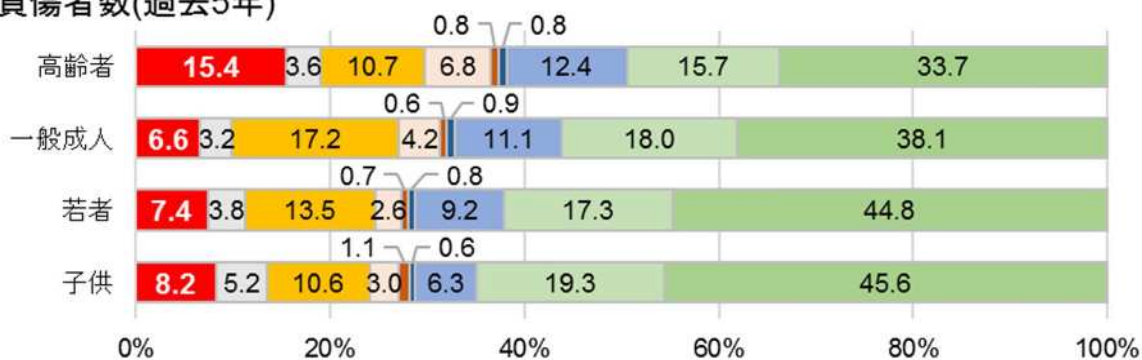
## 1 自転車に関わる交通事故の現状等について

### (1) 愛知県の交通事故の現状

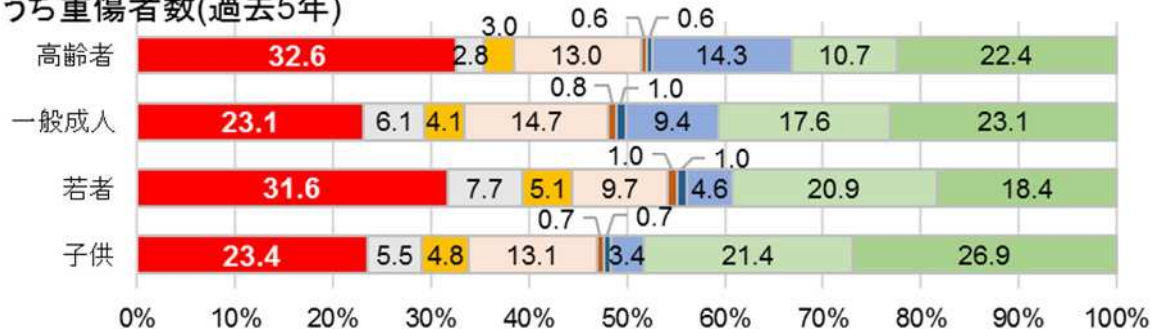
損傷主部位別死者・負傷者(自転車・過去5年・**年齢層別**)

区分: 子供(15歳以下)、若者(16~24歳)、一般成人(25~64歳)、高齢者(65歳以上)

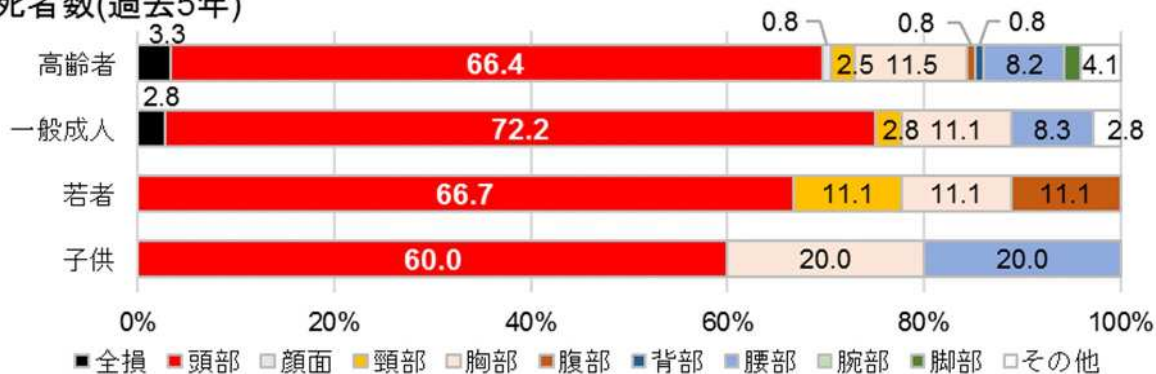
#### 負傷者数(過去5年)



#### うち重傷者数(過去5年)



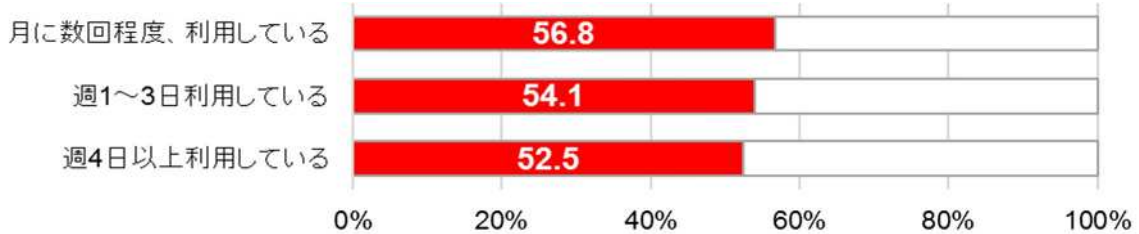
#### 死者数(過去5年)



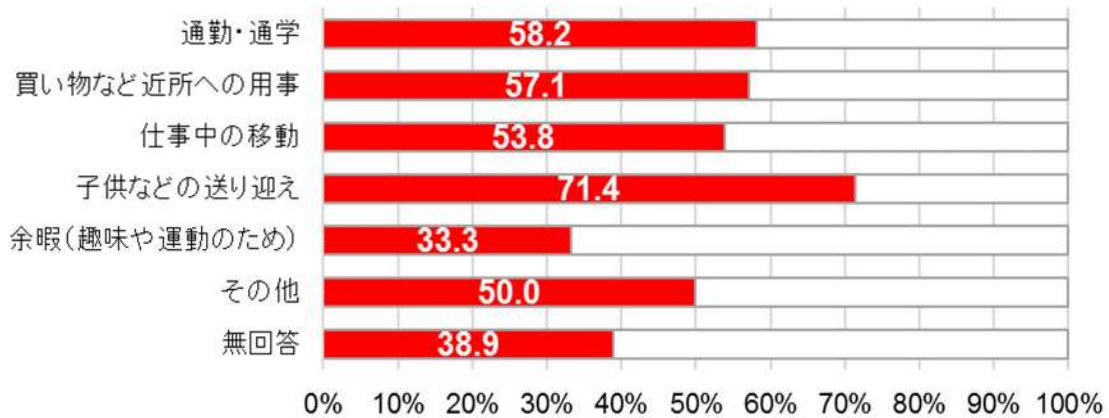
## 2 県政世論調査結果(自転車の安全利用について)

県内の自転車利用者でヘルメットを「時々着用している」(2.5%)、「着用していない」(94%)と回答した人のうち、「条例等で着用が義務付けられたら」と回答した人(54.6%:複数回答可)の内訳

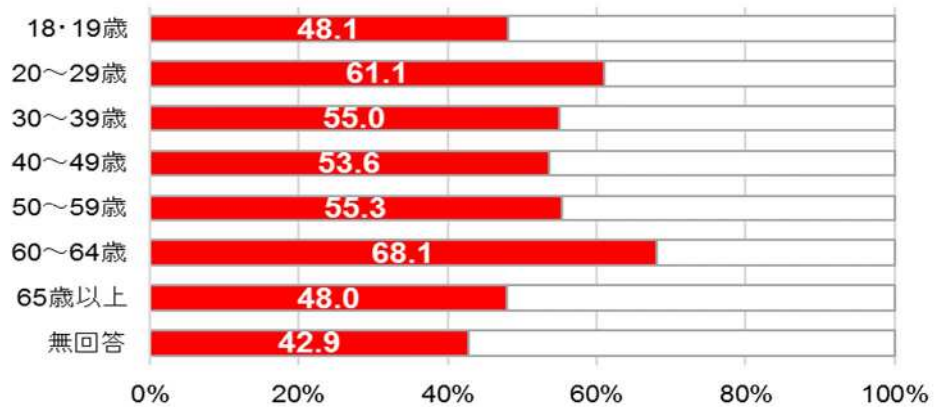
### ①利用頻度別



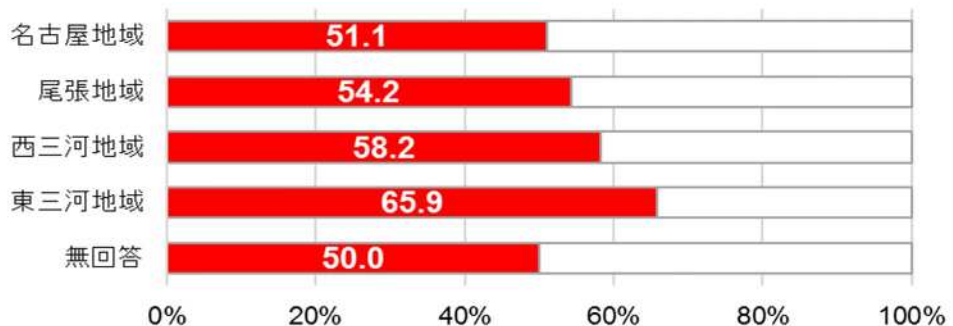
### ② 利用目的別



### ③ 年齢層別



### ④ 地域別



## 自転車の安全で適正な利用の促進に関する市町村アンケートの結果について

県内全市町村(54 市町村)に別紙のとおり「自転車の安全で適正な利用の促進に関するアンケート」調査を実施。(8/3～8/7)

### 1 県の施策について(市町村が県に期待する役割及び施策)

#### (1) 自転車の安全で適正な利用の促進

##### ア 各主体の責務

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との連携や関係団体等との連絡調整</li> <li>・総合的な施策の計画策定</li> <li>・県が主体で各市町村が連携した形での取組の実施</li> <li>・県道における自転車専用レーンの設置及び整備</li> <li>・交通ルールや自転車の乗り方等の広報活動の実施</li> <li>・放置自転車に対する啓発・対策</li> <li>・愛知県警との連携による啓発・取締り</li> </ul>
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守（車道左側通行、傘さし運転禁止、夜間のライト点灯、ながらスマホ禁止等の交通ルールを明記）</li> <li>・自転車の適正な点検整備の実施</li> <li>・反射材の利用</li> <li>・イヤホンやヘッドホンの非着用</li> <li>・自転車の盗難防止対策</li> </ul>

##### イ 県の施策への要望

自転車の通行環境整備などを盛り込む場合は、補助金創設など	1件
------------------------------	----

#### (2) 自転車交通安全教育の促進

##### ア 各主体の責務

県	人材育成、交通安全教育の推進	2件
	市町村との連携	1件
	広報活動の実施	1件
自転車利用者	知識・技能の習得	1件
事業者	企業や各種団体での交通安全教育を努力義務化	3件
学校の長	小中高校等学校での交通安全教育の実施について明記	3件

##### イ 県の施策への要望

交通ルールが分かりやすいパンフレットの作成（年齢層別・多言語対応）	8件
指導者の育成・派遣・交流事業の実施（出前講座の実施含む）	4件
自転車の教習を受けることができる施設	1件

### (3) 乗車用ヘルメットの着用促進

#### ア 各主体の責務

義務とすべき（自転車利用者）	2件
努力義務又は義務とすべき（自転車利用者）	2件
努力義務とすべき（中学生以下、高齢者）	2件

#### イ 県の施策への要望

ヘルメットの購入補助事業を創設するなど普及のための施策を検討	8件
ヘルメットの着用促進の広報・啓発等（特に児童・高齢者）	4件
義務化するのであれば教育委員会から各学校への助言	1件
学校、事業者からの指導を明記。	1件
ヘルメット取扱店舗の情報共有や店舗の奨励等ができるとうい	1件

### (4) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

#### ア 各主体の責務

義務とすべき	6件
努力義務とすべき	2件

#### イ 県の施策への要望

自転車損害賠償責任保険等の加入促進に関する支援や広報・啓発等	6件
保険料の補助、費用負担軽減等の支援	5件
自転車販売店との協力	2件
県下一斉で統一できるとよい	1件

### (5) その他

#### ア 自転車の安全利用に関する条例を施行した10市町から

本市町の条例の内容と著しく乖離しないようにしてほしい又は歩調を合わせてほしい	4件
県条例の内容によっては本市条例の改正等検討を要する	2件
市町村単位では、他市町村から往来する自転車利用者への周知方法に課題がある。市町村間で規定が異なると混乱も生じる。県や自転車利用者の責務を明確に詳細に規定した条例を制定してほしい	1件

#### イ その他市町村から

市域をまたぐ利用者があるので、県で統一した条例をつくってほしい	2件
先行して条例を施行した10市町よりも下回る内容としないほしい	1件
県に合わせ、希望市町村が一斉に条例を制定すると効果が大きいのでは	1件
各世代・団体に応じたわかりやすい条例のあらましを作成・配布	2件
自転車運転者講習制度を認知していない住民が多く周知してほしい	1件
自転車専用道路を整備するために自転車に関する税を創設すべき	1件



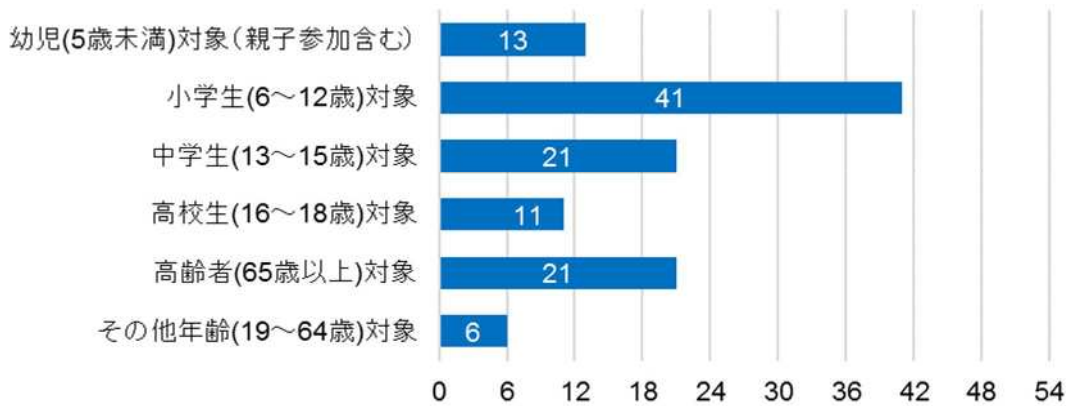
## 2 県内各市町村が実施している自転車の安全利用に関する施策について

### (1) 交通安全教育

#### ア 自転車の乗り方や交通ルールを学ぶ講座等

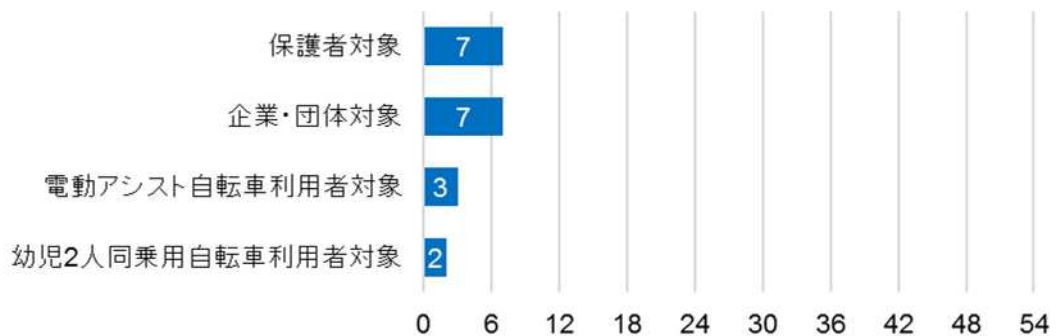
##### (ア) 年齢層別

自転車の安全利用に関する講座等(県内54市町村)



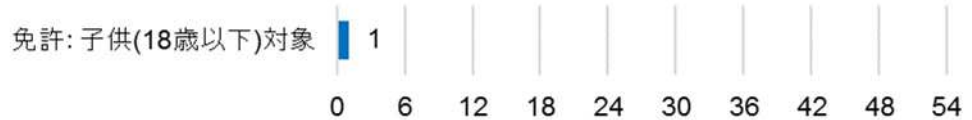
##### (イ) 対象者別

自転車の安全利用に関する講座等(県内54市町村)



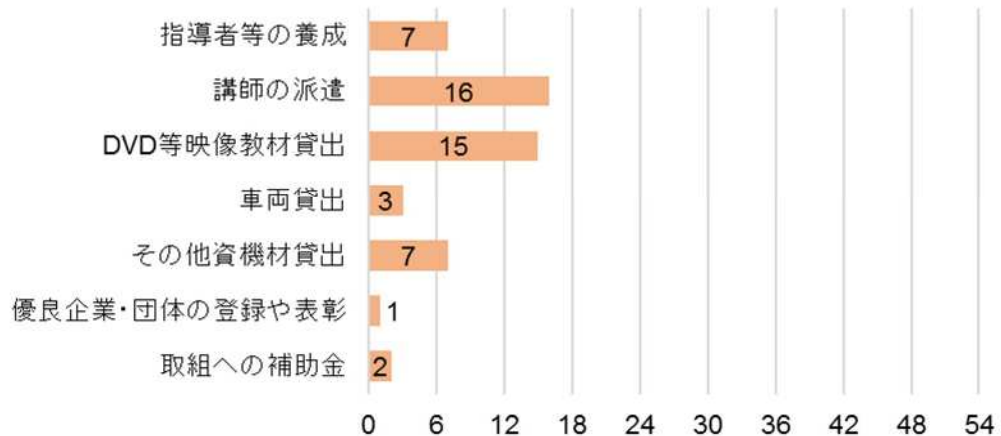
#### イ 自転車運転免許証の発行

自転車運転免許証を発行(県内54市町村)



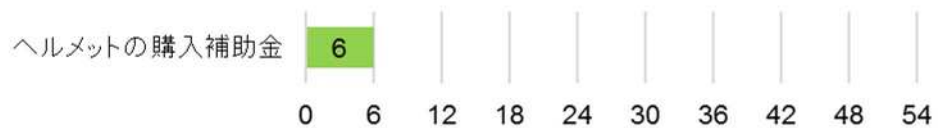
## ウ 学校や企業・団体への支援

自転車安全利用に関する学校や企業・団体の支援(県内54市町村)



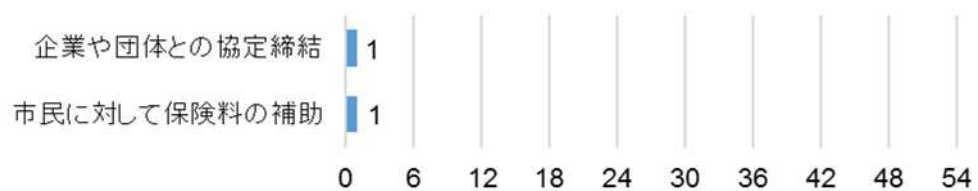
### (2) ヘルメットの購入補助

ヘルメットの購入を補助している市町村(県内54市町村)



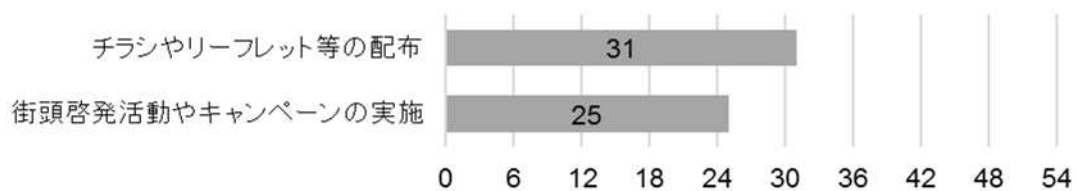
### (3) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進に係る協定や補助制度

自転車保険等の加入促進に係る協定や補助制度のある市町村(県内54市町村)



### (4) その他

その他、自転車の安全利用に関する市町村の取組(県内54市町村)



## 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に係るアンケート

### 1 県の施策について

愛知県では、令和2年7月に「愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議」を設置し、自転車の安全利用に関する新たな条例の制定に向け、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について意見を聴取し、検討しています。

現在、主に以下の4項目について、県を始めとする自転車の安全利用に関わる各主体の責務等を明記した新たな条例のあり方を検討しています。

県や自転車利用者等の責務

交通安全教育の推進

乗車用ヘルメット等の着用促進

自転車損害賠償責任保険等への加入促進

この4項目及びその他について、県に期待する役割及び施策等について、御意見があれば御記入ください。

項目	御意見
県や自転車利用者等の責務	
交通安全教育の推進	
乗車用ヘルメット等の着用促進	
自転車損害賠償責任保険等の加入促進	
他	

## 2 貴市町村における自転車の安全利用に関する施策について

貴市町村で実施している施策があれば、回答の欄に○を御記入ください。(複数回答可)

区分	施策の内容		回答
交通安全教育	講座・研修の実施	自転車の乗り方や交通ルールを学ぶ講座等	幼児(5 際未満)対象 (親子参加含む)
			小学生(6~12 歳)対象
			中学生(13~15 歳)対象
			高校生(16~18 歳)対象
			高齢者(65 歳以上)対象
			その他年齢(19~64 歳)対象
			保護者対象
			企業・団体対象
			電動アシスト自転車利用者対象
			幼児 2 人同乗用自転車利用者対象
	幼児用遊具キックバイク利用者対象		
	免許制度	自転車運転免許証の発行	子供(18 歳以下)対象
			高齢者(64 歳以上)
その他年齢(19~64 歳)対象			
人材育成	自転車の安全利用に関する指導者等の養成		
学校や企業、団体への支援	自転車の安全利用に関する教材等の貸出	DVD 等映像教材	
		車両	
		その他資機材	
	自転車の安全利用に関して先進的な取組を行う事業者や優良企業・団体の登録や表彰		
自転車の安全利用に関する取組への補助金			
ヘルメット着用促進	ヘルメットの購入補助金		
自転車保険等加入促進	自転車保険等加入促進に係る企業や団体との協定締結		
	自転車保険等に加入する市民に対して保険料の補助		
他	自転車の安全利用を呼び掛けるチラシやリーフレット等の配布		
	自転車の安全利用を呼び掛ける街頭啓発活動やキャンペーンの実施		

その他、貴市町村で自転車の安全利用のため実施している取組があれば御記入ください。



自転車の安全利用等に関する条例の制定状況(県内市町村)

都道府県	条例名称	公布日	施行日 (改正含む)	ヘルメットの着用								自転車損害保険の加入										
				義務含む	努力義務のみ	利用者	幼児用座席	児童・生徒	高齢者	利用業者	貸付業者	保護者	高齢者の家族	ヘルメット着用対象者の補足	義務含む	努力義務のみ	利用者	保護者	利用業者	貸付業者	加入の確認	
1	名古屋市	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	H29.3.30	H29.4.1 (保険 H29.10.1)	○										助言		○	●	●	○	○	小売業者
2	豊橋市	豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例	H31.3.27	H31.4.1 (保険R1.10.1)	○	○											○	●	●	●	●	
3	春日井市	春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例		R2.4.1 (保険R2.10.1)	○									○	助言	保護者に監護する未成年者への着用努力義務	○	●	●	●	●	
4	豊川市	豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例	H29.12.22	H30.4.1	○									○		保護者に監護する幼児・児童・生徒への着用努力義務	○	○	○			
5	豊田市	豊田市自転車の安全で適正な利用に関する条例		R2.4.1 (保険R2.10.1)	○	○								○		保護者に監護する未成年者への着用努力義務	○	●	●	○	○	小売業者、学校長
6	東海市	東海市自転車の安全な利用の促進に関する条例	H31.3.29	H31.3.29	○	○								○			○	○	○			
7	大府市	大府市交通安全条例	H15.3.28	H31.4.1													○	○				
8	知多市	知多市自転車の安全利用に関する条例	H28.3.25	H28.4.1	○									●		保護者に幼児・児童への着用義務	○	○				
9	長久手市	長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例	H30.12.25	H30.12.25 (保険H31.4.1)	○									○		保護者に監護する未成年者への着用努力義務	○	●	●			
10	豊山町	豊山町自転車の安全利用の促進に関する条例	H31.3.28	R1.7.1	○									○		保護者に監護する子ども・幼児への着用努力義務	○	○	○			
10	市町				義務●	1	8	0	0	0	0	0	0	1	0		義務●	5	5	5	2	2
					努力義務○			3	0	0	2	0	0	6	0		努力義務○		5	3	2	2

注) 利用者: 自転車利用者、幼児用座席: 幼児用座席に幼児を同乗させる場合の幼児、利用業者: 自転車利用業者、貸付業者: 自転車貸付業者

※ 道路交通法第63条の11

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない

## 自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、近年、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることに鑑み、被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図るため、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この条例において「自転車損害賠償責任保険等」とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

### (自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第3条 次の各号に掲げる者は、それぞれ自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

#### 一 自転車を利用する者（未成年者を除く。）

自転車を利用する者（未成年者を除く）は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

#### 二 未成年者を監護する保護者

未成年者を監護する保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

#### 三 事業者

事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

#### 四 自転車の貸付けを業とする者

自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

- 第4条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、その従業者のうちに、通常通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
  - 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
  - 5 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

- 第5条 県（都、道、府又は政令市）は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者、その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。



自転車損害賠償責任保険等への  
加入促進に関する標準条例  
条文解説  
(平成31年2月)

国土交通省自転車活用推進本部事務局

## <第2条関係>

【解説1】 自転車損害賠償責任保険等とは何か。

答 自転車で歩行者とぶつかり怪我をさせた場合など、自転車利用者が加害者側となり、歩行者等の被害者に対する民事上の損害賠償責任を負うこととなった場合に、加害者が被害者に損害賠償を行なうための金銭負担を補償する保険や共済をいう。

具体的には以下のとおり。

### ①通勤通学や買い物などの日常生活で自転車を利用している個人の場合

・自動車保険や火災保険、傷害保険など、他の保険商品等の“特約”として、「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されているものが、“自転車損害賠償責任保険等”に該当する代表的な商品であり、クレジットカード等の会員専用保険の中にも同様の商品がある。

これらの「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等は、日常生活で発生する様々なアクシデント（例えば、ショッピング中に売り物を壊したり、サッカーボールで他人にケガをさせたりした場合）を補償範囲とするものだが、自転車事故も日常生活上の事故の一つとして補償している。

※「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等は、契約者本人だけでなく、契約者本人と同居している家族や、生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、親から仕送りを受けて生活している大学生など）も保障対象範囲であることが殆どであるため、家族全員の契約内容をよく確認することが重要である。

・これらのほか、主にインターネット等で販売されている保険商品の中には、自転車利用者本人のケガを補償する「傷害保険」と組み合わせた、自転車利用者向けパッケージ保険（いわゆる“自転車保険”）も多数あるため、これらに加入することも、自転車損害賠償責任保険等に加入する選択肢の一つである。

### ②未成年者を監護する保護者（自転車を利用する子を持つ保護者）の場合

・「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等は、契約者本人だけでなく、契約者本人と同居している家族や、生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、親から仕送りを受けて生活している大学生など）も保障対象範囲であることが殆どである。

そのため、自転車を利用する子を持つ保護者の場合、保護者自身が契約している自動車保険や火災保険等に、「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等を付けることで、子も同時に自転車損害賠償責任保険等に加入していることとなる。

・上記のほか、子を被保険者（保険でカバーされる者のこと）として**自転車利用者向けパッケージ保険**（いわゆる“自転車保険”）に加入することも、方法の一つである。

#### ③事業活動のために自転車を利用している事業者の場合

- ・自転車による宅配サービスを行なう会社など、事業活動のために自転車を利用している場合は、事業者向けに「**施設賠償責任保険**」等の名称で販売されている保険商品等が、自転車損害賠償責任保険等に当たる。
- ・事業者が従業者に自転車を利用させる場合も含まれる。

#### ④自転車貸付業者（シェアサイクル会社やレンタサイクル会社等）の場合

・上記③の事業者と同様に、「**施設賠償責任保険**」等の名称で販売されている保険商品等が自転車損害賠償責任保険等に該当するが、一般的に、事業者側の整備不良等が原因である自転車事故は補償対象となる一方、もっぱら借り手の運転ミス等が原因である自転車事故については補償対象とならない。

そのため、整備不良等が原因の自転車事故だけでなく、借り手の運転ミス等が原因である自転車事故についても補償対象とするため、個別に保険会社等と相談する必要がある。

※上記①～④はあくまで一般的な説明であるため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等をよく確認し、よく分からない場合は、契約している保険会社等や保険代理店等に確認するなど、まずは、自らが現在、どのような保険等に加入しているのか、よく確認することが重要となる。

<第3条第1号関係>

【解説2】 県外から自転車を乗り入れるような場合であっても、義務がかかるのか

答 県内において自転車を利用するときは、当該県内に居住しているかどうかにかかわらず条例の適用を受けるので、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられる。

<第3条第2号関係>

【解説3】第3条第2号の規定の趣旨

答 平成29年中の自転車運転者（第1当事者）の年齢層別交通事故件数を分析すると、全体の約4割が19歳以下の未成年であることから、未成年が自転車損害賠償責任保険等に加入していることが重要である。

しかしながら、未成年者は自ら契約者となることが困難であることから、未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者を監護する保護者に対して、当該未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけるものである。

※具体的な保険商品は、【解説1】の②に記載のとおり。

なお、学校等で加入するPTA総合補償制度等によりカバーされている場合もあることから、保護者以外の者によって、当該保護者が監護する未成年者が自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入している場合は、この限りではない。

【解説4】保護者の定義について

答 親権を行う者、未成年後見人等で、未成年者を現に監護する者をいう。

<第3条第3号関係>

【解説5】第3条第3号の規定の趣旨

答 一般的に、個人向けに「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されている保険商品等は、個々人の通勤通学や日常生活上の事故が補償対象範囲となっており、事業者が事業活動のために自転車を利用する場合はカバーされていないことから、事業者が、その事業活動において自転車を利用するときは、事業活動を保障する自転車損害賠償責任保険等に、別途加入する義務があることを規定したものである。

なお、従業員を使っている事業者の場合は、自社が直接雇用する従業員だけでなく、他の会社など別経営の事業者から出向又は派遣されている者も含め、自社のために働いている全ての者を保険加入の対象としなければならない。ただし、派遣元の事業者等により自転車損害賠償責任保険等に加入している場合はその限りではない。

※具体的な保険商品は、【解説1】の③に記載のとおり。

<第3条第4号関係>

【解説6】第3条第4号の規定の趣旨

答 近年、シェアサイクルの台数は増加傾向にあり、観光客の利用も今後ますます増加していくものと考えられるが、県外や海外からの観光客は、自転車損害賠償責任保険等に加入していないことが考えられることから、自転車貸付事業者の、貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入する義務を規定したものである。

なお、一般的な施設賠償責任保険の場合、利用者（借受人）の運転ミスによる事故は補償の対象外（対象は自転車貸付事業者の整備や管理上のミスに起因する事故）であり、多くの交通事故の場合、補償の対象外となることが想定されることから、各自転車貸付事業者は、利用者（借受人）の運転ミスを含めた、自転車の利用全般に係る保険加入が必要である。

※具体的な保険商品は、【解説1】の④に記載のとおり。

【解説7】自転車貸付事業者には、市町村や、宿泊者に対して無料で自転車をレンタルするホテル等も含まれるのか。

答 自転車貸付事業者に当たるかどうかは、有償・無償に関係なく、反復継続して利用者に自転車を貸し付けているかどうかで判断すべきであり、シェアサイクル事業者はもとより、シェアサイクルを運営する市町村や（有償・無償にかかわらず）継続的にレンタルサイクルのサービスを行うホテル等も対象になる。

一方、友人同士の自転車の貸し借りやホテルによる一時的な自転車のレンタルで、反復継続性が想定されないようなものは対象とはならない。

<第4条第1項関係>

【解説8】第4条第1項の規定の趣旨

答 新規の自転車購入者の多くは自転車小売業者から購入することが想定されることから、購入の機会を捕まえて、自転車購入者に対して、自転車損害賠償責任保険等の加入状況の確認や、加入の必要性等について説明することは、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に極めて重要である。

このため、自転車小売業者（消費者に対する販売を業とする者全てを含む。規模等は問わない。）に対して、自転車購入者の自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するとともに、未加入者や加入しているかどうか分からない者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を課すものである。

なお、実店舗ではなくインターネット通販を行なっている自転車小売業者の場合は、そのホームページ画面や、取引時の内容確認メールの文面に追記する等の手段により、情報提供を行なうことが想定される。

**【解説 9】 自転車損害賠償責任保険等の加入の確認の方法はどのように行うのか。**

答 確認の方法については、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の保険証券等により確認することを基本とする。ただし、明示することが困難な場合や不明な場合には、口頭による確認で構わない。

なお、実店舗ではなくインターネット通販を行なっている自転車小売業者の場合は、通販サイト内に確認画面を設けるなど、その特性に応じた工夫を行なうことで足りる。

#### < 第 4 条 第 2 項 関係 >

**【解説 10】 自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報とはどのようなものか**

答 加入に関する情報とは、自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容等を指す。

なお、保険代理店ではない自転車販売店が、特定の保険会社や特定の保険商品等について、当該保険会社の比較優位性や当該特定保険商品等の具体的な保険料や保障内容等について詳しく説明し、来店者など第三者に当該保険商品等の購入（保険加入）を勧めた場合、保険業法で禁じられた無登録募集（保険代理店ではない者が保険契約の募集等を行なうこと）に該当する可能性があるため、保険代理店ではない一般的な自転車販売店における具体的な情報提供のあり方としては、以下のような例にとどめる必要がある。

#### **【実店舗の場合】**

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するパンフレット等を交付する。

**【日本損害保険協会HP】** <http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>

- ② 自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明する。
- ・多くの保険会社等から、自動車保険や火災保険あるいは傷害保険等の“特約”として販売されている「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等が自転車損害賠償責任保険等の一種であり、また、これらの商品の多くは、契約者本人だけでなく、同居の家族や生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、仕送りを受けて生活している大学生など）もカバーしているため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認することが重要であること。
  - ・インターネットやコンビニでも広く販売されていること。

#### 【ネット通販の場合】

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するホームページへのリンクバナーを、自社のホームページに設置する。

【日本損害保険協会HP】 <http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>

- ② 自社のホームページ内の広告欄に、特定の保険会社や特定の保険商品等を推奨するような記載や表示をすることなく、単に損害保険各社のリンクバナーを設置する。
- ③ 自社のホームページ内において、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するページを設け、自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明する。
- ・多くの保険会社等から、自動車保険や火災保険あるいは傷害保険等の“特約”として販売されている「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等が自転車損害賠償責任保険等の一種であり、また、これらの商品の多くは、契約者本人だけでなく、同居の家族や生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、仕送りを受けて生活している大学生など）もカバーしているため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認することが重要であること。
  - ・インターネットやコンビニでも広く販売されていること。

(注) 上記の例に当てはまる場合であっても、保険会社や保険代理店からの報酬や、資本関係の状況等を総合的に鑑みて、保険会社や保険代理店が行なう保険募集と、一体性や連続性を推測させるような特別な事情がある場合には、保険業法等に抵触するおそれがあるため、「保険会社向けの総合的な監督指針」に留意する必要がある。

【保険会社向けの総合的な監督指針（金融庁HP）】

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf>

<第4条第3項関係>

【解説11】第4条第3項の規定の趣旨

答 第4条第3項においては、事業者に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけているが、一般的な事業者向けの保険（施設賠償責任保険）は、事業者が自らの事業活動により、従業者に自転車を利用させる場合のみカバーされており、従業者が通勤に自転車を利用し、事故を起こした場合は補償の対象外となることが多い。

従業者が通勤に自転車を利用する際は、第3条第1号に基づき、自転車損害責任保険等への加入が義務づけられているが、事業者が、通勤経路等の確認の際に、通勤に自転車を利用する従業者に対して、自転車損害賠償責任保険等の加入状況の確認や、加入の必要性等について説明することは、自転車損害賠償責任保険等の加入促進に極めて重要である。

このため、事業者に対して、従業者の中に、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するとともに、未加入者や加入しているかどうか分からない者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を課すものである。

なお、従業者への自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認等については、保険証券等による直接的な確認の他、従業者と自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認する誓約書等を交わすこと等でも足りる。

【解説12】「通常の通勤方法」とは何か。

答 事業者に届け出た鉄道・バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路・方法等のことを指す。

<第4条第4項関係>

【解説13】第4条第4項の規定の趣旨

答 従業者が通常の通勤の方法として自転車を利用しているにもかかわらず、自転車損害賠償責任保険等に未加入の場合や加入しているかどうか分からない場合に、事業者が従業者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を課すものである。



なお、加入に関する情報とは、自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容等を指すが、保険代理店ではない者による保険募集等は保険業法により禁じられているため、具体的な情報提供のあり方としては、以下のような例にとどめる必要がある。

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するパンフレット等を交付するほか、社内ポータルサイトや社内掲示板に掲示する。

【日本損害保険協会HP】 <http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>

- ② 自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明する。
- ・多くの保険会社等から、自動車保険や火災保険あるいは傷害保険等の“特約”として販売されている「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等が自転車損害賠償責任保険等の一種であり、また、これらの商品の多くは、契約者本人だけでなく、同居の家族や生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、仕送りを受けて生活している大学生など）もカバーしているため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認することが重要であること。
  - ・インターネットやコンビニでも広く販売されていること。

（注）上記の例に当てはまる場合であっても、保険会社や保険代理店からの報酬や、資本関係の状況等を総合的に鑑みて、保険会社や保険代理店が行なう保険募集と、一体性や連続性を推測させるような特別な事情がある場合には、保険業法等に抵触するおそれがあるため、「保険会社向けの総合的な監督指針」に留意する必要がある。

【保険会社向けの総合的な監督指針（金融庁HP）】

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf>

#### <第4条第5項関係>

【解説14】第4条第5項の規定の趣旨

答 第3条第4号において、自転車貸付事業者は、その貸付の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととされているが、自転車貸付事業者が、自転車の借受人に対し、自らが加入している保険の内容について情報提供することは、借受人が条例に違反していないことの確認につながるとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について、借受人に周知する機会にもなることから、自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努力

義務を課すものである。

<第5条第1項関係>

【解説15】第5条第1項の規定の趣旨（都道府県による情報提供の例）

答 自転車を利用する者への直接的な義務づけ等以外にも、自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性や加入すべき保険等の保障内容、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の把握の必要性等について広報啓発を図ることは重要であることから、これを規定したものである。

都道府県が行う情報提供の例としては、管内市町村や都道府県の交通安全協会等と連携して、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化について紹介するチラシやリーフレット等を作成し配布することや、各種イベント・広報媒体での周知等が想定される。

【解説16】関係団体には、例示したもの以外にはどのようなものが想定されるか。

答 条例案において例示したもの以外の関係団体としては、たとえば、都道府県の交通安全協会、自転車駐車場の管理者や保育所・託児所等が想定される。自転車駐車場の管理者については、近年、利用者のニーズの多様化に伴い、管理者不在の自転車駐車場も増加していることから、本標準条例案においては、一律の規定を置いていないが、たとえば、駅前の大規模な自転車駐車場等において自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認や、加入を確認できなかった際の自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報提供は、広報啓発の観点で大きな効果があると考えられる。

また、保育所や託児所については、保護者による子供の送迎に自転車が使用されることが多いことから、機会を捕まえて情報提供を行うことは重要である。

【解説17】自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者等とは何か。

答 自転車損害賠償責任保険等を販売する損害保険会社や共済事業者（例：全労済や、JA共済など）のことを指す。

【解説 18】 情報提供以外の必要な措置としては、どのようなものが想定されるか。

答 たとえば、自転車事故の防止に向けた交通安全意識の醸成のため、各種イベント時に交通安全講習を開催すること等が想定される。

<第5条第2項関係>

【解説 19】 第5条第2項の規定の趣旨

答 平成29年中の自転車運転者（第1当事者）の年齢層別交通事故件数を分析すると、19歳以下の事故件数は全体の約38%を占めており、未成年者の事故件数が多い傾向にある。

このため、自転車を利用する児童・生徒・学生や、その保護者への直接的な義務づけ以外にも、未成年者である児童・生徒・学生や、その保護者に対して、自転車損害賠償責任保険等について広報啓発が図られることが重要であることから規定したものである。

なお、自転車損害賠償責任保険等として代表的な、「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されている商品は、自動車保険や火災保険等に付帯されることが多く、保護者本人が、既に参加している自動車保険や火災保険等に「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されている特約を追加付帯することにより、同居家族である児童・生徒・学生も自動的にカバーされるものが殆どである。

このため、自転車を利用する児童・生徒・学生に加えて、その保護者にも、あらゆる機会を捉えて自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について広報啓発を図ることが重要であり、学校等の設置者による情報提供が期待されるところである。

【解説 20】 学校等とは何か。

答 本条に規定する「学校等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」、同法第124条に規定する「専修学校」及び同法第134条に規定する「各種学校」を想定している。

また、「学校等の設置者」とは、同法第2条に規定する国、地方公共団体、学校法人等を想定している。

<その他>

【解説 2 1】 罰則を設けない理由について

答 将来的な罰則導入を排除するものではないが、当面、まずは自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた利用者等の意識向上が重要であることから、現時点では、罰則規定までは設けていない。

【解説 2 2】 標準条例以外の規定を設けることについて

答 本標準条例は、ひな型を示したものであり、地域の実情に応じて規定を追加して差し支えない。



	名古屋市 条 内容	豊橋市 条 内容	春日井市 条 内容	豊川市 条 内容	豊田市 条 内容
目的	1 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めこれに基づく自転車の安全で適正な利用に関する普及啓発及び環境づくりを図るための諸施策を実施し、もって市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図ることを目的とする。	1 この条例は、市民生活における自転車の快適で安全な利用の促進に関し、基本理念を定め、及び市、自転車利用者等の責務等を明らかにすることにより、自転車の快適で安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するとともに、自転車の交通の安全及び安心の確保並びにその利用の拡大を図り、もって環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資することを目的とする。	1 この条例は、自転車の利用に関し、市等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全で安心な利用を推進することを目的とする。	1 この条例は、自転車の利用に関し、市、市民、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全な利用を促進することを目的とする。	1 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する普及啓発を図るための施策を推進し、もって自転車利用者の交通安全の確保及び交通安全意識の向上並びに自転車事故による被害者の保護を図ることを目的とする。
定義	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
自転車	2(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2)に規定する自転車をいう。	2(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2)に規定する自転車をいう。	2(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2)に規定する自転車をいう。	2(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2)に規定する自転車をいう。	2(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2)に規定する自転車をいう。
県民等	2(市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。	2(市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。	2(市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。		2(市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
自転車利用者	2(自転車を利用する者をいう。	2(市内で自転車を利用する者をいう。	2(市内で自転車を利用する市民等をいう。		2(自転車を利用する者をいう。
保護者	2(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。	1(親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいう。	2(親権者、未成年後見人その他未成年者を現に監護する者をいう。		2(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
学校	2(2(7)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校で高等課程を置くものをいう。 2(8)学校教育法第124条に規定する専修学校(高等課程を置く専修学校を除く。)及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。	# 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。	2(【学校長】市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。及び同法第124条に規定する専修学校の長をいう。		2(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、市内に存する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。
事業者		2(市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。	2(市内で事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。		2(市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
自転車貸付事業者			2(【自転車貸出業者】事業者のうち、自転車の貸出しを業とするものをいう。		2(【自転車貸出業者】事業者のうち、自転車の貸出しを業とするものをいう。
自転車小売業者	2(自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)及び自転車の貸出しをする者(以下「自転車貸出業者」という。)をいう。	2(事業者のうち、自転車小売業者及び自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)をいう。	2(事業者のうち、自転車の小売を業とするものをいう。		2(事業者のうち、自転車の小売を業とするものをいう。
関係機関			2(国、県、警察その他の自転車の安全な利用の推進に関する施策(以下「施策」という。)を実施する機関及び交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。	2(愛知県警察その他の自転車の安全な利用の促進に関する施策を実施する国及び他の地方公共団体の機関をいう。	
自転車関係団体		2(自転車の小売りを業とする者(以下「自転車小売業者」という。)が加入する団体、自転車利用者に係る競技等の開催のために組織する団体等をいう。		2(交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。	
自転車損害賠償責任保険等	2(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。	2(自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。	2(自転車の利用に係る交通事故により生じた、他人の生命又は身体の被害に係る損害を賠償するための保険又は共済をいう。	2(自転車に関する事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。	2(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することを約する保険又は共済をいう。
その他	2(【普通自転車】道路交通法第63条の3)に規定する普通自転車をいう。		2(【盗難防止対策】自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録を受けること及び適切な施設その他の自転車の盗難を防止するための措置をいう。		
基本理念	3 自転車の安全で適正な利用の促進は、市民一人ひとりが道路交通法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう留意し、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努め、もって安心して安全に暮らせるまちの実現を目指すことを基本理念として行うものとする。	3 自転車の快適で安全な利用の促進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資するものであるという認識の下に行われなければならない。 2 自転車の快適で安全な利用の促進は、交通の安全及び安心の確保を図りつつ、自転車が通勤、通学等の移動手段のほか、レクリエーション等の手段としても用いられ、その利用の拡大が図られることにより行われなければならない。			3 自転車の安全で適正な利用の促進は、市民が道路交通法その他の法令(以下「法令等」という。)を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう普及啓発を図り、市民が安心して暮らせるまちの実現を目指すことを旨として、行われなければならない。

	東海市 条 内容	大府市 条 内容	知多市 条 内容	長久手市 条 内容	豊山町 条 内容
目的	1 この条例は、自転車の安全な利用の促進に関し、基本理念を定め、及び市等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する必要な事項を定めることにより、自転車の安全な利用を促進し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。		1 この条例は、自転車の安全利用に関する意識の向上を図ることにより、自転車が関係する事故を未然に防止するとともに、市、警察署、関係団体及び自転車利用者等がそれぞれの責務を果たし、及び協働して自転車の安全利用に関する活動を行うことにより、自転車の安全利用の推進に資することを目的とする。	1 この条例は、自転車の安全利用に関し、市、市民等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進することを目的とする。	1 この条例は、自転車の安全利用に関し、町及び町民等の責務を明らかにし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進することを目的とする。
定義	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
自転車	2( 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。		2( 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。	2( 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。	2( 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
県民等				2( 市内に在住し、通勤し、又は通学する者をいい、市内を通過する者を含む。	2( 豊山町内(以下「町内」という。))に居住し、通勤し、若しくは滞在する者又は町内を通過するものをいう。
自転車利用者	2( 自転車を利用する者をいう。		2( 自転車利用者及び自転車利用者が未成年者である場合におけるその保護者をいう。	2( 市民のうち自転車を利用する者をいう。	2( 町内において、自転車を利用する者をいう。
保護者	2( 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう			2( 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。	2( 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
学校	2( 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。				2( 【学校等】学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。
事業者				2( 市内において事業を営む法人その他の団体又は事業を営む場合における個人をいう。	2( 町内において、事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
自転車貸付事業者					
自転車小売業者	2( 自転車の小売を業とする者をいう。			2( 市内において自転車の小売を業とする者をいう。	2( 町内において、自転車の小売を業とする者をいう。
関係機関				2( 愛知県警察その他の自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。	2( 愛知県警察その他の自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体をいう。
自転車関係団体			2( 愛知県交通安全協会知多支部その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。	2( 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。	2( 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
自転車損害賠償責任保険等	2( 自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。			2( 自転車の利用に関する事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。	2( 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命若しくは身体の被害に係る損害を補填することができる保険又は共済をいう。
その他					2( (7)高齢者満65歳以上の者をいう。 (8)子ども15歳に達する日以降の最初の3月31日を迎えるまでの者をいう。 (9)幼児法第14条第3項に規定する幼児をいう。 (13)ヘルメット自転車乗車中の事故の衝撃から頭部を守ることを目的として設計、製造された保護帽をいう。
基本理念	3 自転車の安全な利用の促進は、自転車が車両であるとの認識の下、自転車の安全な利用に関する理解が深まること、自転車の利用に係る交通事故を防止すること並びに当該交通事故による被害が軽減され、及び被害者が救済されることを旨として行わなければならない。 2 自転車の安全な利用の促進は、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のために重要であるとの認識の下、市、市民、自転車利用者、保護者、関係団体、自転車小売業者、事業者及び学校(以下「市民等」という。))の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。				

	名古屋市 条 内容	豊橋市 条 内容	春日井市 条 内容	豊川市 条 内容	豊田市 条 内容
市町の責務	4 市は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。 (1)自転車の安全で適正な利用に関する市民の理解を深めるための教育及び啓発 (2)自転車の安全で適正な利用に関する活動の支援 (3)両側に反射器材を備えた自転車を利用する等、安全性の向上が図られた自転車の利用の促進 (4)自転車の定期的な点検整備の促進 (5)前各号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に必要な施策 2市は、前項各号の施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連携を図り、必要な協力を求めるものとする。 3市は、市民、関係機関等と連携して、自転車の通行環境の整備を行うものとする。 4市は、交通安全教育に関連する事業を営む事業者が自転車の安全で適正な利用に資する事業を行うときは、当該事業者に対し、必要な支援を行うものとする。	4 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。 2市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、事業者及び自転車関係団体(以下「市民等」という。)並びに国及び県と緊密な連携を図るものとする。	3 市は、関係機関等と緊密な連携を図り、施策を総合的に実施するものとする。 2市は、自転車の通行環境の整備に努めるものとする。	3 市は、第1条の目的を達成するため、関係機関、関係団体等と連携を図り、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。	4 市は、前条の基本理念にのっとり、市民党、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するものとする。 2市は、市民等に対し、法令等の遵守を図るとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための交通安全教育及び啓発活動を実施するものとする。 3市は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う者に対して、当該活動を支援するための情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
県民の責務	5 市民は、交通事故を防止するため、自転車の安全で適正な利用について理解を深めるよう努めなければならない。	7 市民は、基本理念にのっとり、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、自転車の快適で安全な利用の推進に関する理解を深めるよう努めるものとする。	4 市民等は、自転車の安全な利用についての理解を深め、事故を防止し、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。	4 市民は、自転車の安全な利用について理解を深め、自転車に関する事故の防止に努めなければならない。 2市民は、市、関係機関、関係団体等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。	5 市民等は、法令等を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
自転車利用者の責務	6 自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない 2自転車利用者は、自転車の利用に必要な知識の習得に努めなければならない。 3自転車利用者は、自転車を利用するときは、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めるとともに、歩行者の交通量が著しく多い歩道にあっては、自転車を押して歩く等して歩行者の安全の確保に特に配慮するよう努めなければならない。 4自転車利用者は、両側に反射器材を備えた自転車を利用する等、安全性の向上が図られた自転車の利用に努めるとともに、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。	5 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。 2自転車利用者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車を安全に利用しなければならない。 (1)歩道又は路側帯と車道の区別のある道路を通行する場合には、車道を通行すること。(2)車道を通行する場合には、左側端に寄って通行すること。(3)歩道を通行することが認められている場合には、歩行者の通行を優先するとともに、歩道の車道寄りの部分を徐行等をするものとする。 (4)路側帯を通行することが認められている場合には、道路の左側部分の路側帯を歩行者の通行を妨げないような速度及び方法で通行すること。(5)酒気を帯びて運転をしないこと。(6)愛知県公安委員会が定める乗車人員を遵守して運転をすること。(7)他の自転車との並進その他の歩行者、自転車及び自動車等(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の通行の妨げとなるような運転をしないこと。(8)夜間は、前照灯をつけて運転をすること。(9)信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、状況に応じて一時停止又は徐行をする等、安全を確認して運転をすること。(10)携帯電話その他の携帯端末、イヤホン(補聴器を除く。)又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。 3自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。 4自転車利用者は、自転車の定期的な点検及び整備をするよう努めるとともに、自転車の側面に反射器材を装着するよう努めるものとする。 5自転車利用者は、自転車の2箇所を施錠する等盗難を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。	5 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令について理解を深め、これを遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。 2自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。	5 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。 2自転車利用者は、自転車の安全な利用のために必要な知識の習得に努めなければならない。 3自転車利用者は、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めなければならない。 4自転車利用者は、道路、公園その他公共の用に供する場所に自転車の放置をしないよう努めなければならない。 5自転車利用者は、利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めなければならない。	6 自転車利用者は、自転車(車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。))であることを認識し、次に掲げる事項を遵守するとともに、自転車を安全かつ適正に利用しなければならない。 (1)歩道を通行することが認められている場合は、歩行者の通行を優先し、歩行者の安全を確保すること。(2)酒気を帯びて運転をしないこと。(3)夜間は、前照灯及び尾灯をつけて運転すること。ただし、尾灯にあっては、これに代わる反射器材を備えている場合は、この限りでない。(4)傘を差す等、運転時の視野又はハンドルの操作を妨げ、自転車の安定を害するような運転をしないこと。(5)携帯電話その他の携帯端末を手で保持して通話のために使用し、又は画像表示装置に表示された画像を注視しながら運転をしないこと。(6)イヤホン(補聴器を除く。)又はヘッドホンを使用して音楽を聴く等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転をしないこと。(7)前各号に掲げるもののほか、法令等を遵守すること。 2前項に掲げるもののほか、自転車利用者は、次に掲げる事項を実施するようにつとめなければならない。 (1)自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得すること。(2)両側に反射器材を備える等、安全性の向上が図られた自転車を利用すること。



	東海市	大府市	知多市	長久手市	豊山町
	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容
市町の責務	4 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。 2市は、前項の施策の実施に当たっては、関係行政機関及び関係団体と緊密な連携を図らなければならない。		3 市は、道路交通法その他の交通安全に関する法令の周知に努めなければならない。 2市は、自転車利用者等に対して、自転車の安全利用に関する啓発及び指導を行い、自転車の事故防止に努めなければならない。 3市は、前2項に定める責務を果たすに当たっては、警察署及び関係団体と連携を図り、必要な協力を求めるものとする。 4前3項に定めるもののほか、市は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を実施するものとする。	3 市は、道路交通法その他の交通安全に関する法令の周知に努めなければならない。 2市は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する啓発及び指導を行い、自転車に関する事故の防止に努めなければならない。 3市は、自転車の安全な利用を促進するため、自転車の安全な走行に資する環境の整備に努めなければならない。 4市は、前3項に定める責務を果たすため、市民、関係機関等と連携を図り、必要な協力を求めるものとする。 5前各項に定めるもののほか、市は、第1条の目的を達成するため、市民、関係機関等と連携を図り、自転車の安全利用の促進に関する施策を実施するものとする。	3 町は、関係機関及び関係団体等と連携を図り、自転車の安全利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。
県民の責務	5 市民は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用に関する理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。			4 市民は、自転車の安全な利用について理解を深め、自転車に関する事故の防止に努めなければならない。 2市民は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。	4 町民は、自転車に関する事故を防止するため、自転車の安全利用について理解を深めるよう努めなければならない。
自転車利用者の責務	6 自転車利用者は、基本理念にのっとり、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮するよう努めなければならない。 2自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用に関する理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。	# 2自転車運転する者は、自転車が原因となる交通事故の防止に努めるとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮するよう努めなければならない。	4 自転車利用者等は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令を遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。 2自転車利用者等は、適切な施設その他の自転車の盗難を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。 3自転車利用者等は、道路、公園、駅その他の公共の場に自転車の放置(自転車利用者が自転車を離れて、当該自転車を直ちに移動させることができない状態にすることをいう。)をすることのないように努めなければならない。 4自転車利用者等は、市、警察署又は関係団体が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。 5自転車利用者等は、利用する自転車について安全確保ができるよう点検整備に努めなければならない。 第10条【遵守事項】自転車利用者は、次に掲げる事項を特に遵守しなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。 (1)歩道と車道の区分がある道路では、車道を通行すること。ただし、法令により歩道を通行することが認められているときは、車道寄りを徐行すること。(2)車道を通行するときは、車道の左側端に寄って通行すること。(3)酒気を帯びて運転しないこと。(4)他の者を乗車させて運転しないこと。(5)他の自転車と並進しないこと。(6)夜間又は前方が暗く見えにくいときは、前照灯等を点灯させること。(7)信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。(8)信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。(9)歩行者の通行を妨げないこと。(10)傘を差した状態その他の視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある状態で運転しないこと。(11)携帯電話その他の携帯機器を手で保持して通話し、操作し、又は注視しながら運転しないこと。(12)イヤホンで音楽を聴いている状態その他の安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。	6 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。 2自転車利用者は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。 3自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。 4自転車利用者は、適切な施設その他の自転車の盗難を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。	5 自転車利用者は、法その他の交通安全に関する法令を遵守しなければならない。 2自転車利用者は、自転車の利用に必要な知識の習得に努めなければならない。 3自転車利用者は、自転車を利用するときは、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めなければならない。 4自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。

	名古屋市 条 内容	豊橋市 条 内容	春日井市 条 内容	豊川市 条 内容	豊田市 条 内容
保護者の責務	7 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。		7 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。 3保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。 4高齢者、障がい者等で自転車の利用に配慮を要するものの同居人等は、その者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全な利用について、助言するよう努めなければならない。	8 保護者は、その監護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用及び道路交通法その他の交通安全に関する法令について教育をするよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する幼児、児童又は生徒の利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めなければならない。 3保護者は、その監護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。	# 保護者は、その監護する未成年者に対し、規範行動を示し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。
事業者の責務	9 事業者は、通勤及び業務の遂行のため自転車を利用する従業員に対し自転車の安全で適正な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	8 事業者は、基本理念ののっとり、自転車の快適で安全な利用の推進を図るよう努めるものとする。	8 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。 2事業者は、その管理する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。 3事業者は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。	9 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。 2事業者は、市、関係機関、関係団体等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。	8 事業者は、その事業活動及び通勤のため自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
自転車小売業者等の責務	8 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、前2条の責務の周知に努めなければならない。 2自転車小売業者は、道路において利用する自転車を購入しようとする者に対し、両側面に反射器材を備えた自転車を販売する等、安全性の向上が図られた自転車の利用を促進するよう努めなければならない。 3自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。	# 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、防犯登録(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録をいう。)及び施錠の必要性を説明するよう努めるものとする。 2自転車小売業者は、自転車購入者に対し、乗車用ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の快適で安全な利用の推進に関する事項について必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。	9 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、次に掲げる情報の提供に努めなければならない。 (1)自転車の取扱方法並びに定期的な自転車の点検及び整備に関する情報 (2)盗難防止対策に関する情報 (3)乗車用ヘルメットの着用に関する情報 (4)前3号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用に関する情報2自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、盗難防止対策を講じた自転車を貸し出すよう努めなければならない。	7 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車の販売等に当たり、自転車利用者に対し、自転車の点検整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2自転車小売業者は、市、関係機関、関係団体等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。	9 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報を提供するよう努めなければならない。 2自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第6条の責務を周知するよう努めなければならない。 3自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、両側面に反射器材を備えた自転車を販売し、安全性の向上が図られた自転車の利用を促進するよう努めなければならない。
自転車貸出業者の責務	8 4自転車貸出業者は、貸し出す自転車の両側面に反射器材を備えるよう努めなければならない。 5自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。	# 3自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の快適で安全な利用の推進に関する事項について必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。			# 自転車貸出業者は、自転車の貸出しに当たっては、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報を提供するよう努めなければならない。 2自転車貸出業者は、自転車の貸出しに当たっては、自転車を借り受けようとするものに対し、第6条の責務を周知するよう努めなければならない。 3自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、両側面に反射器材を備えた自転車を貸し出し、安全性の向上が図られた自転車の利用を促進するよう努めなければならない。
学校の長の責務	# 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、教育活動を通じて発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。 2大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。		6 学校長は、当該学校に在籍する者に対し、自転車の安全な利用に関する教育を行い、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。	# 市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、その児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び指導をするよう努めなければならない。	学校長は、その学校に在籍する児童又は生徒に対し、その発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を定期的に行うよう努めなければならない。
自動車運転者等の責務	# 自動車(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)及び原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)の運転者は、自転車が車両であることに特に留意し、安全に配慮して通行するよう努めるとともに、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。	6 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮しなければならない。			7 自動車(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)及び原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)の運転者は、自転車が車両であることに特に認識し、その安全に配慮して通行するよう努めるとともに、自転車の側方を通過するときは、自転車の側方を通過するときは、自転車との間に安全な間隔を保ちながら通過するよう努めなければならない。
歩行者の責務	# 道路交通法第63条の4第1項の規定により、普通自転車が通行することができる歩道を通行する歩行者は、原則として当該歩道の中央から車道寄りの部分を普通自転車が通行することに留意して通行するよう努めなければならない。				

	東海市 条 内容	大府市 条 内容	知多市 条 内容	長久手市 条 内容	豊山町 条 内容
保護者の責務	7 保護者は、基本理念にのっとり、その監護する未成年者に対し、自転車の安全な利用に関する教育をするよう努めるとともに、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。		7 幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)、児童(小学校又はこれに準ずる学校に就学している者をいう。以下同じ。))及び生徒(中学校若しくは高等学校又はこれらに準ずる学校に就学している者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者は、当該幼児、児童又は生徒に対して、道路交通法その他の交通安全に関する法令の教育に努めなければならない。	7 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する未成年者を乗車させる自転車については、定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。 3保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。	6 保護者は、その監護する者に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。
事業者の責務	# 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動のために自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全な利用に関する情報の提供をするよう努めるとともに、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。			8 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。 2事業者は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。	8 事業者は、自身の従業員に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。
自転車小売業者等の責務	9 自転車小売業者は、基本理念にのっとり、自転車を販売するに当たっては、自転車を購入する者に対し、自転車の取扱方法、定期的な自転車の点検及び整備の必要性等の自転車の安全な利用に関する情報の提供をするとともに、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。		6 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、事業活動を通じて、自転車利用者等に対して自転車の安全利用、点検整備等に関する適切な助言を行うよう努めなければならない。 2自転車小売業者は、市、警察署又は関係団体が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。 3自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害保険等(自転車に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。以下同じ。)への加入の促進に努めなければならない。	# 自転車小売業者は、事業活動を通じて、自転車利用者に対して自転車の安全利用、点検整備等に関する適切な助言を行うよう努めなければならない。 2自転車小売業者は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。	7 自転車小売業者は、自転車の販売にあたっては、自転車を購入しようとする者に対し、前3条に規定する責務の周知に努めなければならない。 2自転車小売業者は、町、関係機関及び関係団体が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。
自転車貸出業者の責務					
学校の長の責務	# 学校は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全な利用に関する教育又は情報の提供をするよう努めるとともに、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。		8 市内の小学校、中学校及び高等学校の校長(以下「学校長」という。)は、自転車の安全利用に関する教育の場の提供その他市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2学校長は、自転車による通学又は学校行事等への参加を認める場合は、対象となる児童及び生徒に対して、自転車の安全利用に関する指導に努めなければならない。	9 市内にある、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の長、同法第124条に規定する専修学校の長又は同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。	9 学校等の長は、当該学校等の園児、児童及び生徒に対し、教育活動を通じて発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。
自動車運転者等の責務					
歩行者の責務					

	名古屋市	豊橋市	春日井市	豊川市	豊田市
	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容
関係団体の役割		9 自転車関係団体は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進に関する活動を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。		6【責務】関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。 2関係団体は、市、関係機関等が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策又は活動に協力するよう努めなければならない。	
交通安全教育		# 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)の長は、その在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。 2保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。 3事業者は、その事業活動又は通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る普及啓発及び指導を行うよう努めるものとする。			
広報・啓発				# 市は、自転車の安全な利用に関し、交通安全教育を推進するとともに、市民の理解が深まるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。	
ヘルメットの着用	# 高齢者は、自転車を利用するときは、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。 2市は、自転車を利用しようとする高齢者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の変化を踏まえ、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うものとする。 3高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用について必要な助言をするよう努めなければならない。 4自転車小売業者は、自転車を購入しようとする高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用を勧めるよう努めなければならない。				# 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。 2事業者は、その事業活動及び通勤のため自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努めなければならない。 3自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。 4自転車貸出業者は、自転車の貸出しに当たっては、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する必要な情報の提供及び助言を行うとともに、乗車用ヘルメットを貸し出すよう努めなければならない。 5学校の長は、その学校に在席する児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努めなければならない。 6保護者は、その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
その他措置					# 自転車利用者、事業者及び自転車貸出業者は、その利用する自転車を定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めなければならない。 2自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の定期的な点検及び整備に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。 3保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車を定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

	東海市	大府市	知多市	長久手市	豊山町
	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容
関係団体の役割	8【責務】関係団体は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用の促進に関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。		5【責務】関係団体は、自転車利用者等に自転車の安全利用に関する知識を習得させるため、その啓発に努めなければならない。 2関係団体は、市又は警察署が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。	5【責務】関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。 2関係団体は、市、関係機関等が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。	#【責務】関係団体は、自転車利用者等に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。
交通安全教育					
広報・啓発	# 市は、市民等に対し、自転車の安全な利用の促進に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報の提供をしなければならない。	# 市長は、自転車が原因となる交通事故の防止を図るため、広報啓発活動を行うほか、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。	# 市長は、自転車の安全利用について、市民の理解が深まるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。		# 町は、自転車の安全利用に関し、交通安全教育を推進するとともに、町民の理解が深まるよう啓発及び広報を行うものとする。
ヘルメットの着用	# 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。		7 2幼児又は児童を保護する責任のある者は、幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならない。		# 高齢者は、自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用するよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する子どもが自転車に乗車するときは、当該子どもにヘルメットを着用させるよう努めなければならない。 3保護者は、その監護する幼児を自転車に同乗させるときは、当該幼児にヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
その他措置	# 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。		# 市長は、自転車に関係する事故を未然に防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者等に対し、指導することができる。		

	名古屋市	豊橋市	春日井市	豊川市	豊田市
	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容
自転車保険の加入	# 自転車利用者(未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 2保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 3事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。	# 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 2保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 3事業活動のために自転車を利用する事業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 4自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。	# 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。 2保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者を自転車損害賠償保険等に加入させなければならない。 3事業者は、その管理する自転車をその事業活動のために従業員に利用させるときは、当該自転車に自転車損害賠償保険等を付さなければならない。 4自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努めなければならない。 5自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出さなければならない。	# 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する幼児、児童又は生徒の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。 3自転車小売業者は、その販売等する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発に努めなければならない。	# 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 2事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。 3事業者は、通勤のため自転車を利用する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入を推奨するよう努めなければならない。 6自転車貸出業者は、自転車の貸出しに当たっては、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出すよう努めなければならない。 9保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
保険加入の確認	# 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車購入者(自転車を購入する者をいう。以下同じ。)に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 2自転車小売業者は、前項の規定による加入の確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。 3自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出すよう努めなければならない。				# 4自転車小売業者は、自転車の販売にあたって、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 5自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。 7学校の長は、その学校に在席する児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 8学校の長は、その学校に在席する児童又は生徒の保護者に対し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するよう努めなければならない。
情報提供	# 4市は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便に資するため、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するものとする。				
県への協力	# 市民、事業者その他自転車の安全で適正な利用の促進に関係する者は市が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。	# 市民等は、市が実施する自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。			
基本施策		# 市は、市民等並びに国及び県との連携により、次に掲げる基本施策を推進するものとする。 (1)市が管理する道路の保全並びに自転車が通行する空間及び駐輪環境の整備に関すること。(2)自転車の快適で安全な利用に係る支援及び普及啓発に関すること。(3)自転車を活用した環境への負荷の低減を図るための取組に関すること。(4)災害時における自転車の有効活用に関すること。(5)自転車を活用した地域づくり及び健康づくりの推進に関すること。(6)自転車の安全な利用に関する交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)に関すること。(7)自転車損害賠償保険等への加入、自転車の施設等の普及啓発に関すること。			
委任	# この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。		# この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	# この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	# この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市町が別に定める。
附則	(施行期日) 1この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、同年10月1日から施行する。(安心・安全で快適なまちづくりなごや条例の一部改正)	この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条(第4項を除く。)の規定は、平成31年10月1日から施行する。	この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、令和2年10月1日から施行する。	この条例は、平成30年4月1日から施行する。	この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、同年10月1日から施行する。
その他1					1(自転車安全利用水死協会地区の指定

	東海市	大府市	知多市	長久手市	豊山町
	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容	条 内容
自転車保険の加入	# 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。 2保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。 3自転車小売業者は、自転車を販売するに当たっては、自転車を購入する者に対し、自転車損害保険等の加入の必要性に関する情報の提供をするよう努めなければならない。	# 3自転車を運転する者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を補填することを約する保険又は共済への加入に努めるものとする。	9 自転車利用者等は、自転車損害保険等への加入に努めなければならない。	# 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 2保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。 3自転車小売業者は、その販売する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入について、啓発を行うよう努めなければならない。	# 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りではない。 2保護者は、その監護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入に努めなければならない。 3自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する啓発に努めなければならない。
保険加入の確認					
情報提供					
県への協力					
基本施策					
委任			# この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	# この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	# この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附則	この条例は、公布の日から施行する。		この条例は、平成28年4月1日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成31年4月1日から施行する。	この条例は、平成31年7月1日から施行する。
その他1					

## 愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 愛知県内における自転車が関わる交通事故の防止に向けた対策のあり方を検討するため、愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議する。

- (1) 愛知県内における自転車が関連する交通事故防止対策に関すること
- (2) 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に関すること

### (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、依頼の日から令和3年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、会議を総括し、進行する。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

### (公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19条)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生じると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合

2 会議等の傍聴方法については、別に定める。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。



## 別表

## 愛知県自転車の安全で適正な利用に関する検討会議 委員名簿(10名)

(敬称略)

区分	組織名・団体名	職名	氏名
有識者	大同大学	教 授	しま だ よし あき 嶋 田 喜 昭
有識者	名古屋工業大学	准 教 授	すず き こう じ 鈴 木 弘 司
自転車利用者	特定非営利活動法人 市民・自転車フォーラム	理 事 長	き むら ゆう じ 木 村 雄 二
交通安全教育	交通安全教育 NPO OSCN じてんしゃスクール	代 表	かた やま のぼる 片 山 昇
自転車販売	愛知県 自転車モーター商協同組合	理 事 長	たか の もり お夫 高 野 守 夫
自転車保険	一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会	事務局長	か が くに お夫 加 賀 都 夫
交通安全推進	一般財団法人 愛知県交通安全協会	常務理事兼 交通安全部長	い とう きよ み美 伊 藤 清 美
規制・取締り	愛知県警察交通部交通総務課	参事官兼 交通総務課長	ご とう さと し志 後 藤 里 志
学校教育	愛知県教育委員会保健体育課	課 長	いわ た まさ ひさ久 岩 田 政 久
自転車通行空間整備	愛知県建設局道路維持課	担当課長	に の み や あき ひこ彦 二ノ宮 明 彦

## 愛知県自転車での安全で適正な利用の促進に関する検討会議の傍聴に関する要領

### 1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、座長が決定する。

### 2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は10人とする。

ただし、感染症防止対策等により十分な場所が確保できない場合はこの限りでない。

### 3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、座長あての会議傍聴申込書（様式1）により、事務局（愛知県防災安全局県民安全課）へ申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

### 4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

### 5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を携帯して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

### 6 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

### 7 傍聴人の遵守すべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、サングラス、コートなどの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、座長が許可した場合は、この限りではない。

- (3) 携帯電話、タブレット等の通信機器については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 議場における言論に対し、批評を加え又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

#### 8 写真、動画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

#### 9 座長の指示

座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

#### 附則

この要領は、令和2年7月10日から施行する。

様式1

会議傍聴申込書

年 月 日

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議座長 殿

本日開催される愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の傍聴を申し込みます。


申込者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 ( 歳)

様式2

番号 _____
愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議 傍聴証
_____ 年 月 日限り
 愛知県

## 傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、次の事項を遵守してください。

- 1 傍聴証は携帯してください。  
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に議場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、サングラス、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話、タブレット等の通信機器については、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 議場における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を遵守しない場合、又は座長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。